

人間環境大学環境科学部卒業論文に関する取扱規程

- 第1条 この規程は、環境科学部の卒業論文（以下「論文」という）について必要な事項を定める。
- 第2条 論文は、本学部指定の方法で提出するものとする。
- 第3条 論文の文字数は12,000字程度とし、原則として日本語・Microsoft Wordを使用し作成する。
- 第4条 論文には、原則として1ページ目に表紙を、また2ページ目に要約文を添付するものとする。表紙には、原則として論文の題目・学籍番号・氏名を記載するものとし、表紙および要約文の字数は論文の字数に含まれない。
- 第5条 論文作成のためのグループ研究を認める。ただし、論文の執筆は個人で行い、共著は認めない。
- 第6条 論文の執筆要領は、各専門分野の一般的要領に基づき、各指導教員が指導する。
- 第7条 論文の指導教員は、原則として学科の演習担当教員とする。
- 第8条 論文の提出日時は1月初旬とし、毎年の学年暦で定める。この提出日時に遅れた場合は、理由の如何を問わず受理しない。
- 第9条 論文審査は、主査を指導教員とし、副査を1名以上とする。論文審査については、口頭試問を経て、主査が副査の意見を参考に最終的な評価を行う。
- 第10条 口頭試問の日時は毎年の学年暦で定める。
- 第11条 提出された論文のデータは人間環境大学附属図書館で2年間保存し、一般閲覧に供する。
- 第12条 上記に定めるもののほか、必要な事項は各学科において定める。
- 第13条 この規程の改廃は、環境科学部教授会の議を経て、学長が決定する。

附則 この規程は令和4年4月1日から施行する。